

公設事務所シンポジウムを開催 ～全国各地からも参加～

●140分間のパネルディスカッション●

6月14日午後6時から、弁護士会館クレオにて、東京弁護士会の公設事務所シンポジウムがパネルディスカッション方式で開催された。

パネリストは、東京パブリック所長の丸島俊介会員と所員の児玉晃一会員、北千住パブリック所長の前田裕司会員と所員の大塚博喜会員、渋谷パブリック所長の安藤良一会員と所員の藤ヶ崎隆久会員の6名で、ディスカッションコーディネーターは笹浪雅義会員が務めた。

会場は、当会会員のほかに、大阪や岡山などの都市型公設事務所所長や東京パブリックからひまわり基金公

設事務所に派遣された弁護士など遠方からの参加者、当会公設事務所とゆかりの深い区役所の職員、司法修習生など100名近い多様な顔ぶれでにぎわった。

「公設事務所の目的は達せられたか」「公設事務所の抱える問題点」というテーマでパネルディスカッションが行なわれたが、140分でもまだ足りないというくらい、白熱した意見交換が行なわれた。

シンポジウム終了後、午後9時近くから懇親会が実施されたが、総勢40名ほどの参加者が自然に数人ずつのグループになり、引き続き公設事務所について熱い議論を戦わせていた。

●公設事務所の「要望」と会場からの期待の声●

各公設事務所に共通の悩みは、「人材の確保」である。それはもう、「要望」というより「悲鳴」に近い切実なものだ。

特に求められているのは、若手（新入会員）所員や法科大学院生を指導する側の中堅弁護士である。一人事務所の弁護士が事務所をたたくだけで公設事務所に入るというのは現実的でなく、この点、会が体制として公設事務所をバックアップしていけるようにすべきではないかとコーディネーターは締めくくった。

会場からも多数の発言があった。

豊島区役所からは、特に成年後見の分野で、今後も東京パブリックとの協力関係を維持してよりよい区民生活の充実を目指したい旨の発言があり、日野市役所の市民相談課の職員が都市型公設事務所の果たす役割

を高く評価し、さらなる活躍を期待する旨の発言をした。また、東京パブリック元所員で昨春から島根県益田市ひまわり基金公設事務所に赴任している吉田隆宏弁護士は、東京パブリックに電話をかければ必ず誰かが相談に乗ってくれることの心強さを語った。

岡山パブリック法律事務所所長の水谷賢弁護士は、事務所開設にあたって東京パブリックに「（パブリックとつけることについて）おうかがいを立てました」と述べて会場の笑いを誘ったが、発言内容は、都市型公設事務所の設立を考えている（あるいはすでに設立した）全国の弁護士会にとって、最大単位会である当会の公設事務所に対する期待がいかに大きいかということを感じさせるものだった。

修習生の感想

公設事務所シンポジウムの出席者は約100名であったが、その中には前期集合研修中の59期修習生の姿も10名ほど見られた。シンポジウム終了後に、修習生の率直な感想を聞いてみた。

——シンポジウムに参加したきっかけは？

●研修所の出席簿を置くテーブルに、今回のシンポジ

ウムのチラシが積んでありました。このチラシをきっかけに、公設事務所に興味のある友達同士誘い合って参加しました。

●他人がやりたがらない仕事をする公設事務所だからこそ、弁護士としてやりがいのある仕事ができそうだと思います。以前から興味を持っていました。

——各公設事務所のかかげる目的のうち、もっとも共感を持った目的は？

●弁護士の過疎地への派遣です。過疎に悩む弁護士会の中には「ぜひ、うち（の弁護士会）へ」とおっしゃってくださるものの、勤務弁護士の求人がないところもあるようです。研修所をでていきなり過疎地で独立開業は厳しいなあ、と感じるのは私だけではないと思います。

●検察官になることも考えていて、弁護士になっても刑事裁判には関わっていききたいので、刑事弁護の充実という目的に共感しました。

——このシンポジウムに出て初めて分かったことは？

●公設事務所での新人のトレーニングに魅力を感じますが、トレーニングを担当する中堅クラスの弁護士が

公設事務所に入るのは、これまでの仕事の整理等で負担が大きい、という面があることは初めて知りました。

●公設事務所での任期終了後、受け入れ先の問題があることもよく分かりました。

財政面では、公設事務所というのは、弁護士会のバックアップという磐石な基盤を持つ事務所というイメージを持っていましたが、ペイしないから引き受け手のない事件を引き受けることを目的としていながら黒字を求めることに構造矛盾を感じました。

●財政の問題では、地元の自治体と業務面で連携して資金的な援助等を受けることを考えてみてもいいのではないかと思いました。

* * *

修習生は、シンポジウムをきっかけに、それぞれの公設事務所の魅力やその抱える問題点等について学び、各自真剣に考えている様子であった。今回のシンポジウムは、修習生にとっても、実り多きものとなったようである。

(取材・執筆：鹿野 真美，太田 美和)

市民はこう見る

～公設事務所弁護士と市民モニターとの懇談会～

7月22日、公設事務所の活動を市民モニターに理解してもらうため、東京パブリック法律事務所の現役・OB弁護士3名と担当副会長らが出席し、市民モニターとの懇談会を開催した。

懇談会では、数年前、TBSテレビで取り上げられた際のビデオを交えながら、公設事務所の業務の内容、事務所の特徴等が説明され、参加弁護士の意欲、動機等が熱心に語られた。ほとんどの市民モニターは公設事務所について今回初めて聞いたということであり、その認知度は今ひとつであったが、公設事務所の意義については、そこで働く若い弁護士の意欲も含め一様に高く

評価されたようである。

また、事務所に行列ができるほど相談者が多いとの事実については、需要はまだまだあるのではないかと、経済的弱者に対する相談体制について弁護士会のさらなる取組みを求める声もあった。一方、過疎地における公設事務所の活動に関しては、赴任する弁護士の任期が2年であることについて、当該弁護士の事情に理解を示しながらも、利用者としては、もっと長期間同じ弁護士が業務をする体制であって欲しいという感想が聞かれた。

(広報委員会委員長 林 保彦)